

平成 19 年度第 1 回鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会議事録

日時 平成 20 年 1 月 22 日 (火)

場所 鎌ヶ谷市総合福祉保健センター 4 階研修室

出席者 19 名

- 議題
- 1 会議の公開について
 - 2 協議会の趣旨と役割について
 - 3 鎌ヶ谷市の状況と障がい福祉計画について
 - 4 相談支援事業立ち上げ支援事業補助金の推薦事業所について
 - 5 次回の予定

議事概要

1 開会

2 委嘱状交付

3 副市長挨拶

「皆さん、こんにちは。本日はお忙しいなかご出席賜り、ありがとうございます。副市長の渋谷と申します。本日はあいにく市長が出席できないため代理で出席いたしました。皆様方は、今後平成 22 年 3 月まで鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会委員として、鎌ヶ谷市の障がい福祉行政にご尽力を賜りたいと思います。今日は、第 1 回目の会議ですが、会の趣旨などにつきましては、後ほど担当者から説明がございませう。鎌ヶ谷市は、昨年度末に障害者自立支援法に基づく障がい者計画を策定いたしました。今後、この計画に基づき障がい福祉行政の基盤整備を進めてまいりたいと思っております。皆様方には、これまで、それぞれの立場で市の障がい者行政にいろいろとご配慮いただいておりますが、これからも豊富な知識と経験を生かして、障がい者行政にお力添えをいただきたいと思っております。以上お願い申しあげまして私の挨拶といたします。ありがとうございました。」

4 事務局より配布資料の確認

5 自立支援協議会の開会

6 委員の自己紹介

7 事務局より職員の紹介

8 会長・副会長の選任

（事務局より、会長及び副会長の選出は、鎌ヶ谷市障がい者自立支援協議会設置要綱の規定により委員の互選により行う旨を説明しました。これを受けて、委員から事務局で案があれば提案いただきたいとの意見があり、会長に知的障がい者通所更生施設の施設長である工藤委員、副会長に身体障がい者福祉会の会長である鮫島委員を提案したところ異議がなく、会長は工藤委員、副会長は鮫島委員が決定しました。）

（これより先は、工藤会長が議事の進行をしました。）

（会長）

ただいま、会長に推薦をいただきました工藤と申します。

皆様ご存知のとおり、障害者自立支援法は、精神、身体、知的の3障がいを共通の制度の下で一元化し、福祉サービスを提供することを目的としております。この障がい者地域自立支援協議会を通じて、情報の交換、またネットワークを築きながら障がいをもつ方々のお役に少しでも立てられればと思っております。何分不慣れでございますので、皆さまに助けていただきまして、会長の大役を勤めさせていただきたいと思っております。どうかご協力をよろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に入らせていただきます。

議題の1「会議の公開」について、事務局から説明願います。

9 議題の1 会議の公開について

（事務局）

これにつきましては、近年の市政に対する市民参加、市民の知る権利の保障の観点から、当市におきましても審議会等の会議の公開をおこなっているものです。

資料の1に、「鎌ヶ谷市における審議会等の会議の公開に関する指針」という資料がございます。当協議会につきましても、その設置目的などに照らして原則公開の対象となるものと考えられます。ただし、特定の個人の情報が識別可能な場合や、法人その他の団体に関する情報でその正当な利益を害する恐れがある情報を取り扱う場合は、非公開となります。公開の具体的な内容は、「会議開催の事前の公表」「会議当日の傍聴者の受け入れ」「会議録等の作成と公表」「意見、要望の審議や検討とその公表」などが主な内容となります。会議の公開・非公開につきましては、当会議における議決が必要でございますので、本日お諮りするものです。

お諮りする内容は、

- 1 会議を原則公開することについての決定。または非公開のときは、その合理的な理由。
- 2 傍聴者の定員について。会議室の広さや収容人数、それに円滑な議事運営の確保等の観点から定員は 5 名以下とし、会議ごとに会議室の収容人数に応じて定員を定めることとでよろしいかと考えております。当協議会の開催時に次回の場所がまだ決まっていない場合がありますので、会議ごとの傍聴者の定員は、場所が決まった段階で、あらかじめ会長さんに決定していただければと考えております。
- 3 会議録署名人は、会議の後日、会議録完成時に署名していただくこととなります。署名委員の人数については、特に規定はないようですので、出席委員の中から後日 1 名の方にご署名をお願いすることといたしますので、あらかじめご承知おきくださるようお願いいたします。

(会長)

以上、事務局から説明がありました。何かご意見はありますか。

(会長)

それでは、質問はないようですので、当協議会は、原則公開としてよろしいか、次に、傍聴人の定員は 5 人以内とし、会議室の収容人数によって、逐次会長が定めることとしてよろしい、また、署名委員は、出席者の中から 1 名が当たることとしてよろしいですか。

(拍手多数により承認とみなし、議題の 2 に移りました。)

10 議題の 2 協議会の趣旨と役割について

(会長)

それでは、続いて「協議会の趣旨と役割について」事務局から説明願います。

(事務局)

それでは、概要について説明させていただきますので、資料の 2、3、4 をご覧下さい。

障がい者地域自立支援協議は、障害者自立支援法の施行を受けて設置するものです。障害者自立支援法は、平成 17 年 10 月に国会で可決され、平成 18 年 4 月からまず利用者負担の制度が改正され、10 月からは全面的に施行されました。法の趣旨は、身体、知的、精神の 3 障がいのサービスを一元化し、事業体系を再編成すること、市町村に窓口を一元化すること、障がい程度区分の判定を行い支給決定を透明化すること、利用者負担の仕組みを改正すること、就労支援を強化し地域生活への移行を推進することなどです。自立支援法の対象となるサービスについては、大きく 2 つに分類されていて、全国統一的に運用する自立支援給付と、これにはホームヘルプや短期入所、補装具や更生医療のようなものがありますが、市町村がある程

度独自に地域の特性を生かして弾力的に事業ができる、地域生活支援事業があります。その中の地域生活支援事業については、市町村の必須事業と任意の事業があって、必須事業としては、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付、移動支援事業などがあります。地域自立支援協議会については、その必須事業の中の相談支援事業の中で設置することが求められております。したがって、この協議会は、障がい程度区分の判定審査会のように法律の中に規定されたものではなく、法の 87 条と 88 条の規定を受けて、国が告示で定めた「基本的な指針」の中に規定されています。その概要については、資料の 2 にあるとおり、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステム作りに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市が設置し、相談支援事業を効果的に実施することを目的とします。構成メンバーについては、相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係者、企業、障がい者関係団体、権利擁護・地域福祉関係者などになります。主な機能としては、中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等を実施すること、困難事例への対応のあり方について協議・調整すること、地域の関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議、鎌ケ谷市障がい者計画等の具体化に向けた協議、その他障がい者の地域の自立支援に関すること、たとえば地域の社会資源の開発などとなります。

(会長)

以上事務局から説明がありました。何かご質問等がございますか。

ご質問がなければ、続いて議題の 3 「鎌ケ谷市の状況と障がい福祉計画の概要」について、事務局から説明をお願いします。

11 議題の 3 鎌ケ谷市の状況と障がい福祉計画について

(事務局)

それでは資料の 5 をご覧下さい。数字の羅列で恐縮ですが、詳細については資料の 8、9 にも載っておりますので、概要について説明いたします。

まず、鎌ケ谷市の障がい者手帳の所持者数については、18 年度末の数字で、身体障がい者手帳が 2,712 人、療育手帳は 406 人、精神保健福祉手帳については 264 人となります。身体障がい者手帳については、高齢化により手帳の取得者が増加しており、肢体の障がいや心臓などの内部障がいも増えています。精神保健福祉手帳については、福祉サービスが少ないために取得者数は少ないですが、通院医療費の助成制度の利用者数は 1000 人近くいるため、サービスが増えれば手帳の取得者も増えると思われます。障がい関係施設の利用者数については、身体障がい者施設では入所施設利用者が 20 人、通所施設利用者が 2 人、知的障がい者施設では、入所施設利用者が 40 人、通所施設利用者が 45 人となります。通所施設につきましては、平成 18 年 9 月に通所施設の「みちる園」が創設されて利用者数が 30 人ほど増えました。

作業所につきましては、市内の作業所では利用者は 40 人で、市外の作業所では 19 人が利用しています。介護給付や訓練等給付の決定者数は、平成 18 年 10 月時点では、介護給付が 144 人、訓練等給付が 8 人、旧法施設支援が 112 人となりました。今後、知的障がい者関係の施設が新体系の事業所に移行していくと、旧法施設支援が減って生活介護や施設入所支援などの介護給付が増えていくこととなります。市の障がい福祉サービスと予算については、資料のとおりですので省略させていただきます。鎌ヶ谷市内の主な障がい者関係施設につきましては、知的障がい者通所更生施設の「みちる園」が 1 箇所、知的障がい者入所更生施設の「もくせい園」が 1 箇所、作業所では、公設の「友和園」が 1 箇所、民設の作業所が 4 箇所となります。児童の関係では、鎌ヶ谷市のマザーズホームが 1 箇所、これは 4 月から自立支援法の児童デイサービス提供事業所に移行する予定です。それから、児童デイサービスの型として実績の長い「きらら」さんの児童デイサービス事業所があります。

障がい福祉計画につきましては、冊子の鎌ヶ谷市障がい者計画の 71 ページ以後がその部分ですが、障がい者計画は、平成 10 年に障害者基本法に基づき定めたもので、その後支援費制度や障害者自立支援法など施行され、社会環境の変化に対応するため今回見直しを図ったものです。障がい福祉計画につきましては、障害者自立支援法の 88 条において計画として定める項目が定められており、厚生労働省から配布された策定のためのソフトによって作り上げたものです。全体としては項目が多いので、細部は次回以降にして、今回は、基本的な部分を紹介します。この計画は、平成 17 年 10 月の数値を基準にして、平成 23 年の目標数値を掲げるようになっていきます。施設入所者の地域生活への移行につきましては、国の指針では、1 割以上が地域生活へ移行し、7%以上を削減することとなっております。鎌ヶ谷市では、目標数を 6 人で 10%としております。入院中の退院可能精神障がい者の地域生活への移行につきましては、全国で 69000 人、千葉県で 2700 人と基礎数値が示されており、これを鎌ヶ谷市の人口で換算して 30 人の目標数としております。福祉施設から一般就労への移行等につきましては、平成 17 年度実績で 2 人でしたが、これを国の目標値である 4 倍とすると年間で 8 人という数値になり、過去の実績からかけ離れていると思われるので、2 倍の 4 人といたしました。また、福祉施設の利用者数から目標年度末の一般就労への移行等につきましては、国の指針である移行者数の割合を充足するよう、就労移行支援事業利用者数は 21 人、就労継続支援 A 型利用者数は 9 人と設定しております。

(会長)

以上、事務局から説明がありました。何かご質問はございますか。

(委員)

手帳取得者の人数とか介護給付・訓練等給付の対象人数などを教えていただいたが、障がい程度区分の判定については、月に何回くらい開かれて何人くらいの人数

を判定しているのでしょうか。

(事務局)

鎌ヶ谷市の審査会は、委員さんが10名で合議体は二つに分かれていて、毎月1回の開催をしています。平成18年10月にサービスが切り替わるときには、集中的に判定を行いました。障がい程度区分の判定は基本的に3年間有効で、給付費の支給決定は、施設入所が3年、居宅サービスは1年ごととなりますので、その後は審査件数もかなり減っております。当初は1回の審査会で20~30名のときもありましたが、現在では1回当たり数件といった状況もあるかと思います。しかしこれから知的障がい者の施設に入所されている方が、施設が新しい体系に移行するときに、まとまった形で申請が出てくると思います。鎌ヶ谷市の場合は、身体障がい者の入所している施設は、既に新体系の施設に移行しているものが多いのですが、知的障がい者施設につきましては、今後移行するものが多いため、申請もこれから増える予定となっております。

(会長)

他にご質問などございますか。

(委員)

共同生活介護、共同生活援助について、緑の資料の73ページの数値ですが、これは今後グループホームやケアホームを増設していく予定であると考えてよろしいのでしょうか。

(事務局)

施設の数を増やしていくという計画ではなく、その利用者が今後どれだけ伸びていくかという実際の人数で捕らえております。鎌ヶ谷市内で、グループホームやケアホームが何ヶ所増えていくかという要素は加味してございません。

(委員)

障がい福祉計画とは別に今後、知的や精神障がい者のグループホームを新しく立ち上げていこうというような予算組みはあるのでしょうか。

(事務局)

障がい福祉計画の中にはそのような部分はありません。前半の障がい者計画の部分で考える必要があるものと思いますが、数値目標として今後どれだけグループホームを増やしていくかといった具体的な計画は、定まっております。

(委員)

グリーンの資料の71ページで、入院中の退院可能な精神障がい者の地域生活への移行で30人となっておりますが、これは県から示された数値で人口比率から出た数値だと思っております。たとえば入院したときの医療の補助などで推定すればもっと現実に即した数値が出るのではないのでしょうか。

(事務局)

この30人という数字は、ご意見のとおり千葉県で積算した数値で、こちらから調査したような数字ではないので正確ではないといえます。その辺を今後どのように推進していくが問題になってきますが、鎌ヶ谷市では精神障がい者の入院医療費の助成制度というものがあり、その中で入院医療費を助成している人数は、ほぼこれに近い数字であると記憶しています。

(会長)

他にございますか。

(委員)

みどりの冊子の73ページで、就労継続支援のA型いわゆる雇成型ですが、平成19年度1名、23年度にかけて9名となっていますが、このA型の事業所の名前が分かれば教えていただきたい。

(事務局)

平成19年の3月で新体系に移行したのは、たしか八千代市のビックハートだけだったと思います。それ以外はなかったと思います。その後の予定としては、厚生労働省のワークシートを使って、市の推測で移行の予定と新規の利用者を見込んでいますので、正確な数字としては紹介できないのですが、早く移行した施設はビックハートだったと思います。鎌ヶ谷市からは、4名か5名の利用者がいたと思います

(会長)

何か他にご質問はございますか。

なければ、次に「相談支援事業立ち上げ支援事業補助金の推薦事業所」について、説明をお願いします。

12 議題の4 相談支援事業立ち上げ支援事業補助金の推薦事業所について

(事務局)

この事業は、平成18年12月に障害者自立支援対策臨時特例交付金事業として創設され、平成20年度までの3年間にわたって実施される補助事業の一つです。内容は、緊急的な支援を必要としている相談支援事業体制のための補助で、設備整備のための補助金が受けられるものです。申請するにあたっては、地元の地域自立支援協議会の推薦書が必要ということが条件となっているため議題とするものです。

事業の対象は、指定相談支援事業者の設備や備品の購入費用の助成で、1事業あたり100万円まで、実施主体は千葉県となります。事業の申請は、平成19年度は終了しているので、20年7月1日からの受付となります。今回、希望している団体は、市内では「もくせい園」と「サポートネット鎌ヶ谷」の2事業所で、どちらの事業所も平成19年4月から鎌ヶ谷市の相談支援事業者の委託を受けています。

申請の内容につきましては、資料の7に事業ごとの内訳が添付してあります。

(推薦の可否を協議するにあたり、申請の当事者である「もくせい園」および「サ

ポートネット鎌ヶ谷」の各委員は、当事者となるため別室で待機することとし、代わりに副会長が推薦の可否について決を採りました。)

(副会長)

以上、事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

それでは、お諮りします。ほかにご質問がなければ、推薦することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、推薦することといたします。

(もくせい園、サポートネット鎌ヶ谷の各委員が入室)

(事務局)

それでは、副会長から協議の結果をお願いします。

(副会長)

協議の結果、推薦することに決定いたしました。

それでは、会長と代わります。

(会長)

それでは、次回の会議予定について事務局からお願いします。

13 議題の5 次回の予定

(事務局)

次回の会議は、7月を予定しております。

時間は今回と同じく午後2時から、場所は決定次第お知らせいたします。

議題につきましては、まだ未定ですが、相談支援事業の評価、困難事例の相談、障がい福祉計画の進捗状況についての確認、部会の設置などについてなど考えております。自立支援のためのネットワークの構築のため、各団体の活動資料などもいただいで、意見や情報交換をしながら開催していきたいと思っております。ご協力をよろしく願いいたします。

(会長)

それでは、これで第1回自立支援協議会を閉会といたします。

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成20年 月 日

氏名